

～日本学生支援機構～

家計急変採用（給付型）、緊急・応急採用（貸与型）

募集のお知らせ

以下の災害に遭った世帯の学生に対して、家計急変採用（給付型）、緊急・応急採用（貸与型）の案内がありました。この奨学金の申請を希望する方は、学生支援部経済支援担当（黒髪北キャンパス全学教育棟⑥窓口）まで申し出てください。

※ 申請期限は、家計急変採用は事由発生日から『3ヶ月以内』、緊急・応急採用は、災害救助法適用日から『1年以内』です。各種証明書類等の準備が必要ですので、期限に余裕をもって申請してください。

対象者：「災害救助法適用地域」において被災した世帯の学生

- 新たに奨学金を借りたい方
- 現在借りている奨学金に追加したい方

例）学資負担者の住む家屋が被災し、学資負担者の支出が増大した。

学資負担者が勤める会社が地震により営業停止となったことで収入が減った。

※上記はあくまでも例です。対象となるかどうかの相談も受け付けます。

※上記が証明できる書類の提出を求めます。

	災害の種類	災害救助法適用日	災害救助法適用地域 ※掲載のURLより対象地域をご確認ください	給付・貸与始期			申請期限 (学内締切り)
				家計急変 (給付奨学金)	緊急採用 (第一種奨学金)	応急採用 (第二種奨学金)	
4	地震	2022年3月16日	【以下HP参照】 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html	2022年4月以降で申込者が希望する月	2022年3月以降で申込者の希望月	2022年3月以降で申込者の希望月	【緊急・応急採用】 2023年2月上旬 【家計急変】 2022年5月末
2	大雨	2022年7月15日		2022年7月以降で申込者が希望する月	2022年7月以降で申込者の希望月	2022年4月以降で申込者の希望月	【緊急・応急採用】 2023年6月上旬 【家計急変】 2022年9月末

(注) 家計急変採用に申請し、採用された場合には、3ヶ月毎に所定の書類の提出が必要になります。

緊急・応急採用の貸与始期は、申請年度によって異なります。

緊急採用の貸与終期は、申請年度の3月までです。ただし、「緊急採用奨学金継続願」を提出し、日本学生支援機構の承認を受けた場合は、次年度も継続貸与が可能です。詳細については、担当までお問い合わせください。



熊本大学 学生支援部経済支援担当（全学教育棟1階⑥番窓口）

096-342-2129 / 2125

8:30～17:15（土・日、祝日除く。）